

## 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の六甲山・摩耶山集団施設地区における土地利用基準

（趣旨）

第1条 この基準は、市街化調整区域における開発許可に係る審査基準（平成30年4月1日一部改正）鉱物資源・観光資源の有効な利用上必要な建築物等（都市計画法第34条第2号）第2項第4号に定める瀬戸内海国立公園（六甲地域）の六甲山・摩耶山集団施設地区における土地利用基準として、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第2号に規定する市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な建築物（以下「建築物」という。）の基準を定めるものとする。

（対象区域）

第2条 この基準の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第36条に定める集団施設地区に指定された瀬戸内海国立公園（六甲地区）の六甲山集団施設地区及び摩耶山集団施設地区とする。

（建築物の基準）

第3条 対象区域における土地利用として建築できる建築物は、自然公園法、都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、風致地区における建築等の規制に関する条例（昭和45年条例第32号）、その他の法令及び条例等に違反していないものとする。

2 対象区域における土地利用として建築できる建築物の用途は、前条の区域の特性に配慮し、自然との調和を図ることができ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業に供する施設又は山荘
- (2) 余暇施設 博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するための工房若しくはアトリエ、音楽練習場若しくは体育館
- (3) 飲食施設 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号又は第2号に規定する営業を主たる目的とする施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する許可を要する営業を行う施設を除く。
- (4) その他 前3号に掲げる施設に関連する施設であつて、市長が必要と認めるもの

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

（六甲山地区における土地利用（都市計画法第34条第2号関係）運用基準の廃止）

2 六甲山地区における土地利用（都市計画法第34条第2号関係）運用基準（平成13年4月市長決定）は、廃止する。